

令和3年度3月補正予算における  
新型コロナウイルス感染症対応関連事業補正予算の概要

1 令和3年度3月補正予算の規模 (単位：千円)

	補正前の額	補正額	補正後の額
一 般 会 計	14,999,776	64,967	15,064,743
国民健康保険事業特別会計	2,930,859	1,093	2,931,952
後期高齢者医療事業特別会計	919,318	▲79,467	839,851
合 計	18,849,953	▲13,407	18,836,546

2 新型コロナウイルス感染症対応関連事業補正予算の概要

今回の3月補正予算のうち新型コロナウイルス感染症への対応として、歳出予算を追加又は増額して行う事業は6事業（★印）であり、当該事業の補正額合計は、**81,919千円**である。概要は以下のとおり。

(1) 事業者への支援

(ア) ★サイクリングターミナル管理運営費【企画政策課】のうち

指定管理者への継続運営支援金 補正額：2,000千円

市内の指定管理施設のうち利用料金制を採用し管理運営する事業者に対し、施設の運営を支援するため、令和3年4月から12月まで（8月～9月の休館協力金の期間を除く。）の利用料金収入の状況を考慮し、支援金の支給を行う。【国10/10】

○継続運営支援金 1事業者

(イ) ★生産調整推進対策事業費【農林課】のうち

主食用米生産者への支援金 補正額：40,356千円

市内の農業者のうち主食用米生産者については、米価下落の影響を受けていることから、今後の農業生産活動を支援するため、作付面積に応じた支援金の支給を行う。

【国10/10】<繰越予定>

○継続支援金 39,556千円

○推進事務費 800千円

(ウ) ★観光推進費【商工観光課】

補正額：2,500千円

市内の宿泊施設を運営する事業者（旅館業法に規定する旅館・ホテル業又は簡易宿所の許可を受けたものに限る。）に対し、今後の運営の継続を支援するため、感染症対策に係る費用の増嵩や売上の減少を考慮し、支援金の支給を行う。【国10/10】

○宿泊事業継続支援金

・感染症対策対応分 一律100千円

・売上減少対応分 売上減少額に応じて支給（上限：2,000千円）

(2) ★新型コロナウイルスワクチン接種事業費【健康福祉課】 補正額：28,063千円

新型コロナウイルスワクチン接種の「5歳から11歳までの接種」や「3回目接種の2か月前倒し実施」に向けて、当該関係費用を追加する。＜繰越予定＞

- ① 5歳から11歳までの接種に係る経費 9,617千円【国10/10】
- ② 3回目接種の2か月前倒し実施に係る経費 18,446千円【国10/10】

(3) 小中学校における学校教育活動の継続支援費の追加

小中学校における新型コロナウイルス感染症対策費を追加し、学校教育活動の継続支援を行う。【国10/10】＜繰越予定＞

(ア) ★小学校管理運営費【教育総務課】 補正額：5,400千円

- ・ 900千円×3校（東部、蟹谷、津沢）
- ・ 1,350千円×2校（石動、大谷）

(イ) ★中学校管理運営費【教育総務課】 補正額：3,600千円

- ・ 900千円×全4校（石動、大谷、蟹谷、津沢）

(4) 新型コロナウイルス感染症の影響による不用額の減額補正【関係各課】

補正額：▲1,527千円

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、中止又は縮小開催された行事やイベント等により生じる不用額（負担金、補助金、旅費など）について、減額補正を行う。

- 対象事業 交通安全対策費やおやべ型1%まちづくり事業費など5事業
- 当該補正による一般財源不用額の減額 ▲1,305千円

(5) 既往事業予算のうち新型コロナウイルス感染症対策に係る財源更正【財政課】

補正額：財源更正

新型コロナウイルス感染症対策に係る地方創生臨時交付金充当事業の執行状況を考慮した上で、その不用見込額を活用するため、既往の事業予算のうち新型コロナウイルス感染症対策に資するものについて、同交付金を新たに充当する財源更正を行う。

- 対象事業 情報管理費や公共交通対策事業費など7事業
- 当該財源更正に係る地方創生臨時交付金充当額 26,267千円